

諮問庁：釜石市長

諮問日：令和5年5月22日（令和5年（処分）諮問第6号）

答申日：令和5年9月12日（令和5年（処分）答申第6号）

事件名：釜石市行政文書開示決定処分追加特定及び釜石市行政文書部分開示決定処分取消し事件

答 申 書

第1 審査会の結論

- 1 審査請求の趣旨第1項については、別紙1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）につき、別紙2に掲げる文書1ないし文書33（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、別紙3に掲げる各文書を対象として追加特定し、開示するかどうかの決定をすべきである。
- 2 審査請求の趣旨第2項については、却下されるべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本審査請求の趣旨は、令和4年11月28日付けの釜石市行政文書開示決定通知書（釜総政発第388号、以下「原処分①」という。）及び同日付けの釜石市行政文書部分開示決定通知書（釜総政発第389号、以下「原処分②」という。）について、対象文書を追加特定して開示するかどうかの決定を求めるとともに、原処分②については、文書不存在により不開示とされた部分の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

- (1) 審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

- (2) 釜石市長（以下「処分庁」という。）は、原処分①及び原処分②によって、本件対象文書を特定し、開示決定をしている。しかし、本件請求文書について対象にされるべき文書が、開示請求の意図を限定的に解釈したり、同様の内容が他の文書で公開されているので開示不要である等の思い込みから対象とされていない文書が存在する可能性が大きい。

第3 処分庁の説明の要旨

1 本審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和4年11月12日、処分庁に対し、本件請求文書の開示請求をした。
- (2) 処分庁は、令和4年11月28日、原処分①及び原処分②を行った。

2 処分庁としての考え方

処分庁においては、開示範囲を狭める意図はなく、開示を求めていると解した結果対象外としたことから、原処分①及び原処分②後も、追加特定の上、開示決定をしてきた。存在しない文書については、非開示とした。そのため、本審査請求については、棄却するとの裁決を求める。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年5月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から弁明書、反論書及び口頭意見陳述聴取結果記録書を収受
- ③ 同年5月23日 処分庁に対する行政文書の提示の求め
- ④ 同月31日 処分庁から行政文書開示請求書（令和4年6月28日付け）、行政文書開示決定通知書（令和4年7月12付け）、行政文書部分開示決定通知書（令和4年8

月 31 日付け) 及び審査請求人に開示した行政文書一式を収受

- ⑤ 同年 6 月 6 日 審議
- ⑥ 同月 7 日 処分庁に対する意見書の求め
- ⑦ 同月 27 日 処分庁から意見書を収受
- ⑧ 同月 28 日 審査請求人に対する意見書の求め
- ⑨ 同年 7 月 12 日 審査請求人から意見書の収受
- ⑩ 同年同月 27 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 対象となる事実関係について

審査請求人は、情報公開請求日後に作成又は取得された文書、記録等であっても、原処分を審査請求人に有利に変更して、対象文書として特定すべきである旨の意見を述べている。そのため、まずは、この点について述べる。

行政処分に対する審査請求において、審査庁が判断すべきことは、対象となる処分(行政不服審査法第 1 条第 2 項)が違法に行われたかどうかの点である。そのため、対象となる処分の時の事実関係に基づいて判断をするのであって、処分後の事情に基づいて判断をすることはできない。

本件においても、あくまでも対象となる処分は、令和 4 年 11 月 28 日付けの原処分①及び原処分②であって、同日時点における事実関係に基づいて、本件処分の違法性を判断することになる。ただし、現在までに、処分庁が追加特定を行った部分については、違法性が治癒されていると考えられる。

2 対象文書について

- (1) 現在までに、処分庁は、審査請求人に対して、本件請求文書について、本件対象文書を特定し、いずれも開示決定をしている。

本審査請求手続で実施された口頭意見陳述手続において、別紙 3 に掲げる

文書1ないし文書6の各文書の存在が明らかになった。また、本審査会における調査手続の結果、総務省、内閣府、デジタル庁等の国の機関とのやりとりに関して、別紙3に掲げる文書7ないし文書45の各文書の存在も明らかとなった。

別紙3に掲げる各文書については、いずれも、本件請求文書に関する対象文書であると考えられ、かつ、原処分①及び原処分②時に存在していたものであるから、対象文書として特定した上で、開示するかどうかの決定を行うべきであったといえる。

- (2) 一方、別紙3に掲げる文書以外にも、口頭意見陳述手続や、本審査会における調査手続で存在が明らかになった文書もあるが、いずれも、原処分①及び原処分②時には存在しなかった文書であるから、原処分において特定し、開示するかどうかの決定をすべきであったとはいえない。

その他、処分庁において、本件請求文書について対象にされるべき文書が、開示請求の意図を限定的に解釈したり、同様の内容が他の文書で公開されているので開示不要である等の思い込みがあることを裏付ける資料等はない。

3 審査請求の趣旨第2項について

審査請求人は、原処分②について、文書不存在により不開示とされた部分の取消しを求めている。

しかし、原処分②は、原処分①と同様、令和4年11月12日付けの本件請求文書の開示請求に対する処分である。原処分①及び原処分②について、上記2のとおり、別紙3記載の各文書を対象文書として特定した上で、開示するかどうかの決定を行うべきであったとして、追加で文書を特定し、開示するかどうかの決定をすれば、審査請求人の目的は達せられる。

したがって、審査請求人が、原処分②について、文書不存在により不開示とされた部分の取消しを求める点については、審査請求の利益を欠くものである。

4 結論

以上のことから、審査請求の趣旨第1項については、本件請求文書につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、別紙3に掲げる文書を対象として追加特定し、開示するかどうかの決定をすべきであり、審査請求の趣旨第2項については、却下されるべきと判断した。

以 上

(釜石市情報公開、個人情報保護及び行政不服審査会)

会長 細 川 恵 喜

委員 小井土 祥 子

委員 猪 又 信 幸

委員 佐々木 八重子

委員 千 葉 敬

(別紙1)

本件請求文書

添付書類記載の釜石市の40歳代総務企画部の係長の職員、40歳代建設部主査の職員が、住民基本台帳に記載された個人情報並びに特定個人情報が記載されたエクセルデータなどを漏洩し、並びに違法に取得した等の非違行為の経過がわかるもの一切

臨時記者会見 市長コメント（概要）

懲戒処分の対象となった2名は、住民基本台帳に記載された個人情報並びに特定個人情報、いわゆるマイナンバーが記載されたエクセルデータなどを漏洩し、並びに、違法に取得した、などの非違行為があった。

これらの非違行為を行った職員に対し、本日付で懲戒処分を行った。

懲戒処分を受けた職員は、40歳代 総務企画部の係長、並びに、40歳代 建設部の主査の職員であり、それぞれ免職処分とした。

市民の個人情報の保護の任にあたるべき職員が、このような行為に及んだことは誠に遺憾であり、市民の皆様には深くお詫び申し上げます。

懲戒処分の対象となった非違行為の概要についてであるが、令和3年9月に、総務企画部の係長が業務で知りえた情報を口外している事、さらに、業務時間中に大量のメールを同僚に送信している等、職務違反行為を犯している疑いがある旨の投書が複数あったことから、内部調査を進めた結果、当該職員2名が住民基本台帳に記載された市民の個人情報を業務に関係なく送受信していたことや、約600人分のマイナンバーが記載されたエクセルデータを、自宅の個人のパソコンに送信していたなどの情報漏洩の事実が明らかになった。

市としては、職員2名を3月10日から自宅待機を命じて、顧問弁護士と今後の対応について協議を行ってきたが、今般、職員2名から事情聴取を行ったところ、個人情報の不適切な取り扱いなどの事実を認めたことから、市の懲戒処分基準に照らして、処分したものである。

漏洩が確認された個人情報については、市民に与える影響が大きい重大な事件と認識していることから、情報の流出行為の全容を明らかにするとともに、流出した個人情報の伝播を抑止し、流出した情報の消去を速やかに行う為に、職員2名について岩手県警察に告訴したところである。

告訴の理由は、総務企画部の係長と建設部の主査が共謀して、住民基本台帳に記載された個人情報を漏洩した事による、住民基本台帳法に違反した疑いがあることによるものである。

個人のパソコンに送信されたデータは、5月20日において、全て削除した事を確認している。

現時点においては、今般の情報漏洩による市民への直接的な被害等は確認されていないが、今後は、情報の伝播のほか、事件性の有無についても明らかにするため、警察の捜査に全面的に協力を行ってまいらる。

また、市としては、今回の職員の不祥事を受けて、新たな情報漏洩がないか等の情報の取り扱いに対する全庁的な調査を開始している。

今回、懲戒処分を受けた職員は、情報漏洩を行った2名であるが、当時の上司等の関係者の処分についても今後検討してまいる。さらに、今後の内部調査を行って行く中で不適切な取り扱いが発見された場合には、適切に対応してまいる。

市では、庁内のセキュリティー対策には万全を期してきたが、今回、職員の故意による漏洩が発生したことは非常に残念な事である。

今後このようなことが二度と起きないように、市としての再発防止策として、今年度の職員研修のプログラムの中で、信頼と魅力ある組織風土の醸成を目指して、全職員を対象としたコンプライアンス研修を実施することとしており、改めて公務員の職務、職責について指導してまいる。

さらに、職員へのセキュリティー意識を再認識させるための、セキュリティー研修の実施を行うとともに、職員の管理監督を徹底し、市民の信頼回復に向け、職員一丸となって取り組んでまいる。

(別紙2)

本件対象文書

- 文書1 令和4年5月26日に開催された臨時記者会見の資料
- 文書2 令和4年6月29日に開催された釜石市議会議員全員協議会の資料
- 文書3 釜石市懲戒審査の結果と市長への報告についての起案文書 (R3.10.25)
- 文書4 釜石市懲戒審査の結果と市長への報告についての起案文書 (R4.3.4)
- 文書5 釜石警察署への相談結果についての起案文書 (R4.3.11)
- 文書6 顧問弁護士への相談結果についての起案文書 (R4.3.11)
- 文書7 個人情報保護委員会への漏えい等の報告 (R4.3.24)
- 文書8 告訴状 (R4.5.11 付け)
- 文書9 釜石市懲戒審査の結果と市長への報告についての起案文書 (R4.5.23)
- 文書10 職員の処分についての起案文書 (R4.5.25)
- 文書11 第1回釜石市個人情報漏えい調査委員会の資料 (R4.6.8)
- 文書12 第1回釜石市個人情報漏えい調査委員会の開催結果の起案文書 (R4.6.8)
- 文書13 令和4年度第1回セキュリティ委員会の資料 (R4.6.16)
- 文書14 第2回釜石市個人情報漏えい調査委員会の資料 (R4.7.20)
- 文書15 第2回釜石市個人情報漏えい調査委員会の開催結果の起案文書
(R4.7.22)
- 文書16 第3回釜石市個人情報漏えい調査委員会の開催結果の起案文書
(R4.8.24)
- 文書17 第4回釜石市個人情報漏えい調査委員会の資料 (R4.9.28)
- 文書18 第4回釜石市個人情報漏えい調査委員会の開催結果の起案文書
(R4.9.29)
- 文書19 第5回釜石市個人情報漏えい調査委員会の資料 (R4.10.21)

- 文書 2 0 第 5 回釜石市個人情報漏えい調査委員会の開催結果の起案文書
(R4.10.25)
- 文書 2 1 第 2 回情報セキュリティ委員会資料
- 文書 2 2 第 3 回情報セキュリティ委員会資料
- 文書 2 3 第 4 回情報セキュリティ委員会資料
- 文書 2 4 第 5 回情報セキュリティ委員会資料
- 文書 2 5 特定個人情報利用事務における、不正使用が疑われる相談件数の確認調査
- 文書 2 6 総務課から県への情報漏えいに係る事故報告 (R4.9.12)
- 文書 2 7 総務課から県への情報漏えいに係る事故報告 (R4.10.7)
- 文書 2 8 総務課が令和 4 年 5 月 2 0 日に実施した元職員 2 名への聞き取り調査の内容
- 文書 2 9 総務課から県及び国への送付した漏えい事件に関するメール (R4.5.25
18 : 20)
- 文書 3 0 総務課から県及び国への送付した漏えい事件に関するメール (R4.5.25
20 : 26)
- 文書 3 1 総務課から県及び国への送付した漏えい事件に関するメール (R4.8.29)
- 文書 3 2 釜石市懲戒審査の結果と市長への報告についての起案文書 (R4.8.3)
- 文書 3 3 情報漏えい事件に係る追加調査結果についての報告文書 (R4.8.10)

以 上

(別紙3)

特定すべき文書

- 1 住民基本台帳との突合作業及びデータの提供について 令和4年5月30日
- 2 特定個人情報漏えいにかかるお詫び文の発送について 令和4年6月6日
- 3 特定個人情報漏えいにかかるお詫び文の再送について 令和4年7月12日
- 4 特定個人情報漏えいにおける個人番号の取扱いについての文書の送付について
令和4年8月4日
- 5 マイナンバー漏えいに係る対応について(庁議資料) 令和4年7月25日
- 6 広報かまいしP8マイナンバー漏えいに係る対応について 令和4年8月1日
- 7 メール((依頼)質問事項の送付について) 令和4年5月31日
- 8 メール(RE:(依頼)質問事項の送付について) 令和4年6月3日
- 9 メール(RE:(依頼)質問事項の送付について) 令和4年6月8日
- 10 メール(RE:(依頼)質問事項の送付について) 令和4年6月10日
- 11 メール(RE:(依頼)質問事項の送付について) 令和4年6月13日
- 12 メール(RE:(依頼)質問事項の送付について) 令和4年6月14日
- 13 メール(RE:(依頼)質問事項の送付について) 令和4年6月15日
- 14 メール(RE:(依頼)質問事項の送付について) 令和4年6月17日
- 15 メール(RE:(依頼)質問事項の送付について) 令和4年6月17日14時
- 16 メール(RE:(依頼)質問事項の送付について) 令和4年6月17日16時
- 17 メール(RE:(依頼)質問事項の送付について) 令和4年6月17日18時
- 18 メール(RE:(依頼)質問事項の送付について) 令和4年6月22日8時
- 19 メール(RE:(依頼)質問事項の送付について) 令和4年6月22日11時
- 20 メール(RE:(依頼)質問事項の送付について) 令和4年6月22日17時
- 21 メール(RE:(依頼)質問事項の送付について) 令和4年6月24日
- 22 メール(RE:(依頼)質問事項の送付について) 令和4年6月30日

- 23 メール（RE：（依頼）質問事項の送付について）令和4年7月14日
- 24 メール（RE：（依頼）質問事項の送付について）令和4年8月3日
- 25 メール（RE：（依頼）質問事項の送付について）令和4年8月9日10時
- 26 メール（RE：（依頼）質問事項の送付について）令和4年8月9日16時
- 27 メール（RE：（依頼）質問事項の送付について）令和4年8月17日
- 28 メール（RE：（依頼）質問事項の送付について）令和4年8月18日
- 29 メール（RE：（依頼）質問事項の送付について）令和4年8月19日17時
19分
- 30 メール（RE：（依頼）質問事項の送付について）令和4年8月19日17時
41分
- 31 メール（RE：（依頼）質問事項の送付について）令和4年8月19日22時
15分
- 32 メール（RE：（依頼）質問事項の送付について）令和4年8月22日
- 33 メール（RE：（依頼）質問事項の送付について）令和4年8月24日
- 34 メール（RE：（依頼）質問事項の送付について）令和4年8月29日
- 35 メール（RE：（依頼）質問事項の送付について）令和4年9月2日
- 36 メール（RE：（依頼）質問事項の送付について）令和4年9月7日10時
- 37 メール（RE：（依頼）質問事項の送付について）令和4年9月7日11時
- 38 メール（RE：（依頼）質問事項の送付について）令和4年9月7日14時
- 39 メール（RE：（依頼）質問事項の送付について）令和4年9月27日10時
- 40 メール（RE：（依頼）質問事項の送付について）令和4年9月27日13時
- 41 メール（RE：（依頼）質問事項の送付について）令和4年9月27日22時
- 42 メール（RE：（依頼）質問事項の送付について）令和4年9月28日
- 43 メール（RE：（依頼）質問事項の送付について）令和4年11月15日
- 44 メール（RE：（依頼）質問事項の送付について）令和4年11月22日
- 45 デジタル庁及び総務省との協議内容 令和4年7月20日 以上